

医療費助成事業に係る月遅れ分の請求方法について

平成 25 年 5 月提出分から宮崎県内各市町村が行う医療費助成事業（別表参照）の請求が、社会保険分は併用レセプトで支払基金に提出する方法に変わります。

つきましては、3 月診療（調剤）分及び月遅れ分は、4 月 10 日までに社保（国保連合会提出用）紙レセプトにより国保連合会あて提出されますようご協力をお願いいたします。

なお、これまで使用していた別表に掲げる医療費助成事業の社保（国保連合会提出用）紙レセプトは 4 月 10 日の国保連合会への提出をもって廃止となります。

また、平成 25 年 4 月 10 日までに提出できなかった医療費助成対象レセプトを、本年 5 月以降に提出される場合は、次の点にご留意のうえ、支払基金へ提出いただくようお願いいたします。

Q 1 医療機関等の事情により、平成 25 年 3 月診療以前分の請求が、社会保険分及び医療費助成事業分の双方ともに月遅れとなっている場合。

A 1 社会保険分及び医療費助成事業分の双方が月遅れとなっており、併せて請求する場合は、平成 25 年 3 月診療以前分(月遅れ請求分)も併用レセプトで請求願います。

Q 2 社会保険分はすでに請求済みであるが、医療費助成事業分が未請求である場合。

A 2 医療費助成事業分のみ未請求の場合は、社保（国保連合会提出用）紙レセプトは廃止されていますので、社会保険分レセプトの取下げ依頼（再審査等請求書）を支払基金宮崎支部に提出いただき、レセプトが返付された後に、改めて併用レセプトで再請求願います。

Q 3 医療費助成事業分はすでに請求済みであるが、社会保険分が未請求である場合。

A 3 医療費助成事業分はすでに請求済みである場合は、社会保険分単独レセプトで請求願います。

別 表

事業名	公費負担者番号
乳幼児医療費助成（入院及び入院外）	8 1 . 4 5 . .
ひとり親家庭医療費助成（入院のみ）	8 8 . 4 5 . .
重度心身障がい者(児)医療費公費負担（入院のみ）	9 5 . 4 5 . .